

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、その翌日)

## 目 次

◇規 則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則

◇教委規則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

## 規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八十二号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号）  
の一部を次のように改正する。  
別表第一を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職務の等級 号 給	特1等級 給料月額	1 等 級 給料月額	2 等 級 給料月額	3 等 級 給料月額
1	—	121,400	85,100	—
2	209,000	127,600	87,700	78,900
3	217,000	133,900	90,500	81,100
4	225,100	140,200	93,400	83,500
5	233,300	146,700	96,600	85,100
6	241,700	152,900	100,200	87,700
7	250,200	159,100	104,000	90,500
8	258,700	165,200	109,100	93,400
9	267,200	170,300	114,900	96,600
10	275,600	183,200	121,300	100,200
11	283,900	190,200	127,100	104,000
12	292,200	197,100	131,900	107,600
13	300,500	203,800	136,600	114,900
14	308,300	215,200	146,700	121,300
15	316,000	222,900	152,900	127,100
16	322,200	230,600	159,100	131,900
17	328,000	238,500	165,200	136,600
18	331,900	246,400	170,300	146,700
19	335,700	254,400	175,400	152,900
20	339,500	262,500	190,200	159,100
21		270,300	197,100	165,200
22		277,500	203,800	170,300
23		284,400	210,400	175,400
24		290,000	217,000	180,400
25		295,100	223,500	185,300
26		298,800	229,700	190,200
27		302,400	235,700	194,500
28		306,000	241,200	198,700
29		309,600	246,500	202,900
30		313,200	250,400	206,700
31			253,800	209,900
32			257,000	212,900
33			259,500	215,200
34			261,900	217,500
35			264,300	219,700
36			266,700	221,900
37			269,100	224,100
38			271,500	

別表第三の表中「八五、九〇〇円」を「八七、七〇〇円」に改める。  
 附 則  
 (施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。  
 (最高号給等の切替え等)

3 昭和五十八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、切替日の前日におけるその者の号給又は給料月額に対応する附則別表の新号給等欄に定める号給又は給料月額とし、これらを受ける期間に通算されることとなる期間は、知事が定める。  
 (切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正前の現業職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、知事の定める職員の改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、知事が定める。
- （給与の内払）
- 5 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
- （その他）
- 6 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則別表

最高号給等職員の切替表

職務の 等級	特 1 等 級		1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
号 給 又 は 給 料 月 額	20号給 円	20号給 円	29号給 円	29号給	37号給 円	37号給	37号給 円	37号給 円
	337,000	343,300	307,400	30号給 円	266,500	38号給 円	222,100	226,300
	340,800	347,100	311,000	316,800	268,900	273,900	224,300	228,500
	344,600	350,900	314,600	320,400	271,300	276,300	226,500	230,700
	348,400	354,700	318,200	324,000	273,700	278,700	228,700	232,900
	352,200	358,500	321,800	327,600	276,100	281,100	230,900	235,100
	356,000	362,300	325,400	331,200	278,500	283,500	233,100	237,300
	359,800	366,100	329,000	334,800	280,900	285,900	235,300	239,500

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八十三号

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立境港通動寮管理規則（昭和四十八年三月鳥取県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「一四、二四〇円」を「一四、七七〇円」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十九年一月一日から施行する。

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会規則第九号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職務の等級 号 給	特1等級 給料月額	1 等 級 給料月額	2 等 級 給料月額	3 等 級 給料月額
1	—	121,400	85,100	—
2	209,000	127,600	87,700	78,900
3	217,000	133,900	90,500	81,100
4	225,100	140,200	93,400	83,500
5	233,300	146,700	96,600	85,100
6	241,700	152,900	100,200	87,700
7	250,200	159,100	104,000	90,500
8	258,700	165,200	109,100	93,400
9	267,200	170,300	114,900	96,600
10	275,600	183,200	121,300	100,200
11	283,900	190,200	127,100	104,000
12	292,200	197,100	131,900	107,600
13	300,500	203,800	136,600	114,900
14	308,300	215,200	146,700	121,300
15	316,000	222,900	152,900	127,100
16	322,200	230,600	159,100	131,900
17	328,000	238,500	165,200	136,600
18	331,900	246,400	170,300	146,700
19	335,700	254,400	175,400	152,900
20	339,500	262,500	190,200	159,100
21		270,300	197,100	165,200
22		277,500	203,800	170,300
23		284,400	210,400	175,400
24		290,000	217,000	180,400
25		295,100	223,500	185,300
26		298,800	229,700	190,200
27		302,400	235,700	194,500
28		306,000	241,200	198,700
29		309,600	246,500	202,900
30		313,200	250,400	206,700
31			253,800	209,900
32			257,000	212,900
33			259,500	215,200
34			261,900	217,500
35			264,300	219,700
36			266,700	221,900
37			269,100	224,100
38			271,500	

別表第三の表中「八五、九〇〇円」を「八七、七〇〇円」に、「七九、五〇〇円」を「八一、一〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 昭和五十八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、切替日の前日におけるその者の号給又は給料月額に対応する附則別表の新号給等欄に定める号給又は給料月額とし、これらを受ける期間に通算されることとなる期間は、教育委員会が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正前の現業職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、教育委員会の定める職員の改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、教育委員会が定める。

(給与の内払)

5 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

6 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則別表

最高号給等職員の切替表

職務の等級	特 1 等 級		1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
号給又は給料月額	20号給 円 337,000	20号給 円 343,300	29号給 円 307,400	29号給 円 30号給 円 316,800	37号給 円 266,500	37号給 円 38号給 円 273,900	37号給 円 222,100	37号給 円 226,300
	340,800	347,100	311,000	316,800	268,900	273,900	224,300	228,500
	344,600	350,900	314,600	320,400	271,300	276,300	226,500	230,700
	348,400	354,700	318,200	324,000	273,700	278,700	228,700	232,900
	352,200	358,500	321,800	327,600	276,100	281,100	230,900	235,100
	356,000	362,300	325,400	331,200	278,500	283,500	233,100	237,300
	359,800	366,100	329,000	334,800	280,900	285,900	235,300	239,500

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千四百円(送料を含む)】